

## 子ども中心の面会交流論(原則的実施論批判)

**第一章** 面会交流の実体法上・手続法上の諸問題——梶村太市  
**第二章** 子どもの監護と離別後別居親の関わり——長谷川京子  
**第三章** 高葛藤事案における代理人弁護士の任務——渡辺義弘

施について危惧する論者を中心的に、原則的実施が本当に子どもの利益に適うのかを問い合わせ、かつ面会交流のあるべき姿を模索するための新著を本年四月日本加除出版社から刊行した。すなわち、梶村大市＝長谷川京子編著「子ども中心の面会交流－こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える」がそれである（以下「本書」として引用する）。本書では、子どもの利益とは何かをめぐつて問題の所在を明らかにする（長谷川京子弁護士）ことから始まって、児童精神医学等の立場からい。梶村論文は、三名はそれなり、内容につき、本シリーズの論調も見受けられる。

て、離婚後も親子の交流を図ることが子の利益に適うから、相手方による子どもの連れ去り・児童虐待・DVによる影響等の禁止・制限事由がない限り、原則として面会交流を認めるべきであるとする立場、すなはち面会交流原則的実施論が支配的な傾向になつた。このような事態に私 梶村は危機感を覚え、本誌二・七七号三頁以下「親子の面会交流原則実施論の課題と展望」において、それを批判的に検討した。しかし、その後もその一的・定型的運用は改められず、それによって、子どもの精神的・安定が害され、精神障害を引き起こすなど、実質的な児童虐待状況を呈し、その悪影響が実際にあちこちで現れ始めた。

そこで、私たちちは、原則的実施論に基づく最近の家庭裁判所の面会交流の強行的実

(渡辺久子博士・田中究博士・マイヤー教授・高橋睦子教授、臨床心理の立場から、「山口恵美子元調査官、家族法学の立場から」(小川富之教授・水野紀子教授、代理人弁護士の立場から(岩佐嘉彦・渡辺義弘・斎藤秀樹・可見康則・安部朋美・西片和代・秀嶋ゆかりの各弁護士、元裁判官の立場から(坂梨喬・森野俊彦・大塚正之・梶村太市の各元裁判官)が論陣を張っている。

周知のように、平成二六(二〇一四年)年

のいわば全体像をコンパクトにまとめて、原則的実述論の問題点の摘出に努めたものである。長谷川論文は、共同親権論・共同監護論の勢いに押されて、これまであまり論じられなかつた子の監護に関する基本的な論点にメスを入れて、高葛藤事例でも原則的実施こそが子の利益に適うといううなづくべきである。渡辺論文は、長年の代理人弁護士としての経験から、監護親や非監護親の代理人として如何なる役割を果たすべき

〔本書〕として引用する)。本書では、子どもの利益とは何かをめぐって問題の所在を明らかにする(長谷川京子弁護士ことから始まって、児童精神医学等の立場から三名はそれぞれ独自の見解を表明しておられ、内容について意見統一は図られていない。梶村論文は、子どもを中心の面会交流論である。

本書及び本シリーズによつて、面会交流のないことが明らかになつたと思う。そうだとすれば、原則的実施論者は、今一度ここで立ち止まって、その見解や政策が本当に正しかつたのか、是正すべき点がないかを、真摯に再検討していただきたいと思う。過ちては則ち改むるに憚ること勿れ。二一世紀を児童虐待の世紀にしてはならない。この際、思い切つて運営者側の視点から、子ども側の視点に切り替えようではないか。強者の論理から弱者の論理への転換である。

生から約五ヶ月後に播種性血管内凝固症候群により死亡したことと同震災の発生との間に相当因果関係があるとして災害弔慰金不支給決定が取り消された事例（仙台地判26・12・9）

○臨海用地造成事業護岸工事において、契約と異なる材料が混入していたとしても、同工事の目的物に瑕疵があるとはいえないとされた事例（名古屋高判27・3・24）

△銀行の預金払戻請求に対する拒絶につき正当な理由がないとして遅延損害金の支払請求が認容された事例（福岡高判27・2・12）

被保険者の外に後には法定相続人の一部の者が  
相続放棄に加えて保険金請求権の放棄又は受  
取拒絶の意思表示をしたとしても、特段の事  
情がない限り、これによつてその者の保険金  
請求権が他の法定相続人に帰属するとも被保  
険者の相続財産に帰属するともいえないとさ  
れた事例（神戸地尼崎支判26・12・16）…………  
▽面会交流を月二回程度実施する旨の調停が成  
立したにもかかわらず、別居中の妻とその代  
理人弁護士が誠実協議義務に違反して、原告  
からの面会実施協議の申し入れに対し、速や  
かに回答せず、殊更に協議を遅延させたの  
は、原告の子との面会交流権を侵害する違法  
な行為であるとして、監護妻と代理人弁護士  
の共同不法行為責任が肯定された事例（熊本

同品種と重要な形質に係る特徴により明確に区別されない「なめこ」の種苗の生産等を認めるることはできないとして、育成権者の侵害が否定された事例

二 品種登録後 後発の取消事由（種苗法四十九条 項二号）が発生したことが明らかな登録品種に係る育成者権の行使は、権利の濫用に当たり許されないとされた事例（東京地判26・11・28）

（三）刑 事

◎準強制わいせつ被告事件において保釈を許可した原々決定を取り消して保釈請求を却下し原々決定に刑訴法九〇条、四二六条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例（最三決

◆判決録◆	本誌掲載時に、上訴等の状況が詳らかにない場合は、判示事項後にある裏事項欄	子とともに中心の面々を演説（原貢の英語版抄訳）
		第一章 面会交流の実体法上・手続法上の諸問題
第二章	子どもの監護と離別後別居親の関わり	梶原 太市・4
第三章	高葛藤事案における代理人弁護士の任務	渡辺 義弘・19 升田 純・24
現代型取引をめぐる裁判例（37）		長谷川京子・11

段階で請負人の債務不履行を理由に解除された事案において、補修不可能な不具合のある基礎部分の工事のみの解除が認められ、既施工の杭部分の工事及び設計業務までの解除が認められなかつた事例	(東京地判 26・12)	24
△弁護士照会に対する回答拒否による不法行為が否定された事例	(東京地判 27・3・27)	70
▽賃貸マンションの賃借人らの六歳の子がマンション内で迷惑行為をしたことについて両親		57

▽一 地判27年3月27日  
親権者である監護親に調停条項に基づく  
面会交流債務の不履行がある場合において、  
監護親に監護権を留保しつつ、非監護  
親への親権者変更を認めた事例

85

第一章

## 会交流の実体法上・手続法上の諸問題

問題は、通常の調停・審判で登場する高葛藤の両親間において子との面会交流を原則的に実施することが「子の利益」に適うのかどうことである。これを肯定するた

第一回

桺村太市

めには①面会交流を実体法上の権利として認められるなどして、それが法律上推定されるとするか、②心理学等の知見から見て、それが肯定され事實上推定されるとするか、のいずれかである。

本稿は以下に論ずる通り、そのいずれの命題も否定されると解するものである。以下第一において、実体法上の問題点として、民法七六八条の解釈論、面会交流の要件事実、「子の利益」論、子どもの権利条約論、世界的傾向（東アジア文化論）等を中心にして論する。以下第二において、手続法上の問題点として、調停規範論（調停・審判の連続不連續、審判規範と比較基準説）、面会交流の履行確保の方法、当事者支援と第三者機関の問題点等について論じ、第三の結びに代えては、裁判官の独立と調査の専門性、二一世紀は「子ども虐待の世紀」か（補論）F.P.I.Cの役割等について

成二四年四月一日に施行された民法第七六六条一項では、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に関する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と定めるのみである。ここでは、韓国民法八三七条の第二項の規定「子を直接養育しない父母の一方と子はお互いに直接交渉できる権利を有する」等のように、たとえ抽象的にでも「親子が交流する(実体法的)権利」だと規定しなかつた。立法関係者の解説によれば、「それが権利として認められるのか、認められるとして親の権利か子の権利か、その法的性質はどのようなもののかなどについて、なお議論が分かれている」からだとされる。

沙汰あるるる語る所とレントモ、子の監護権のためには適正な措置を認める権利であるとして、一種の手続法的権利であると性質を定して以来、実体法的権利説は実務的には影を潜めた。しかし、その後も上記民法改正の今日に至るまで、面会交流が実体的権利であるとする見解が学説上表えていないことは、周知の通りである。

在せず、民事訴訟法学者のほとんどは謂うべき原因説を支持している。本書の有力説の中にも、面会交流の実体法的権利性を肯定しながら、この点になると抗弁説ではなく尋ねるが如きがある。すなわち、面会交流について実体法的権利性を否定すればもちろんのこと、肯定するとしても「子の利益」の存在を非監護親の側が明らかにしない限り、面会交流の実施を認めないとある。調停・審判に登場するような困難事案では、両親のうちいずれの主張が子の利益に適うかは、しばしば判断に迷うケースが少なくない。いずれとも決しがたいといふケースは、職権探知主義の下でも常に存在する。その場合に抗弁説を探るか請求原因説をとるかによって、結論はしばしば逆となる。結果として、抗弁説の採用による結論が不当なのは、本書の各論稿が繰り返し論じてゐる通りである。結局、原則的実施が子の利益に適うという①の法律上の

260号 判例時報

例時報 2260号

三 「子の利益」とは何か  
それは、(2)の審美上の推定はどうであろうか。ここではまず、「子の利益」とは何かといふことが問題となる。

な関係が形成されてること）、三要件が子とともに面会交流への抵触感がなく肯定的である（*是のう*）こと、最小限必要であるとする（*ひざひざ*）こと、長谷川一説によると、父母による同一監護を必要な要件とはしておらず、むしろその逆の危険性を指摘する（詳しく述べ本シリーズ第二章の長谷川）。

則的美術論の強行はそれ自体児童虐待であつてあるということになる。私はだから、原り、それが「子の最善の利益」のためであるなどとは決していえない、これまで実施度も指摘してきた。えなむち、原則的美術論は事実上より生徒の反抗から成り立つことになつた。

法改正主要論あるいはそれと同趣旨の上記平成二年改正により、民法七五六六条で会面を明文化される前から、既に最高裁判例及び下級裁判所による判決ついては、

論文を参照)。

長谷川説の考え方は、本書に掲載された児童精神医学者の見解からも支持された。例えば「乳幼児の心と脳の発達を最新の研究知見に基づいて理解し、子どもの本音、声を銮めずに聞き取つて初めて、子ども中⼼の面会交流が実現でき」、「私たち大人には、子どもの発達にとって大切な生育環境を安定させよ子どもの心と脳を守る責任がある」、そのためには高齢者との面会交流の実施を急いではならない」とある。いはゞの自嘆、親の別居や離婚は子どもにとって逆境体験となり、そのような強いストレス状況にある子どもにとって、さらにそこに面会交流が、本人の同意のないまま、大人の都合によって要求されることは、ようやく安定した生活の可能性に期待し始めた子どもにとって極めて重い心的なトラウマをもたらす出来事であつて、「少なくとも、面会交流をどうこういふことは、

言ふ事実、それが最も簡便な利用立たない  
いということである。

西会交流原則の実施論出現の原因とし  
て、婚後共同親権論・共同監護論の高  
まりとそれを利用した非監護団体（父権拡  
張団体）の運動等が挙げられているが、二  
〇〇八年頃から始まつた原則的実施論でして  
は、それまでの比較基準説での運用でど  
が不都合だったので、どこが問題だから変  
革しようとしているのか、その説明をして  
いない。原則的実施論のよくな根本的の変  
革・ドラスティックな変革をするには、  
從來の調停運営による被審評価が不可欠で  
あることは當然だろ。ところが、そのよ  
うな説明は一切なく、事實は根柢的根本的変  
革を目指す原則的実施論こそ、その強行に  
よつて子どもに多くの被害を与えてしまつ  
ていることは、本書の各論文が余すところ  
なく指摘しているところである。

た、「総務省令」と「審判の文書」として審判の文書として記載されていった。だから、この点に関する從来の家裁実務は子どもの権利条約と矛盾せざるが故に、これに抵触することなく、条約の効力発生によつてこれを改める必要はないとしたのである。子どもの権利条約の締結によつて、そこに盛られた子どもの権利のカタログなどをどのように国内法化するかは、その国の国内問題であつて、我が国は民法七六六条の規定や判例実務でもつて子どもの権利条約の遵守としては十分としたのである。最近になって、十数年も前に締結した条約を今までのところ持ち出して原則的実施論を根拠づけようとしても、全く説得力がない。子どもの権利条約は、当然のことながら、あくまでそれの国情に応じた実質的な「子の利益」の確保を目指しているのである。形式的な共同親権や共同監護が却つて子の利益を害することがあることをも、当然に視野に入れているのである。

四子の魔術系

「」の利益を害することがあ

この点は、本書で説く以下の指摘を支持する。すなわち、面会交流が子どもの福祉に適う要件として、①子どもの心身の安寧のためのものであるべきだ、②依存する監護関係の安定と継続、③過剰の恐ろしさを痛感する。

子どもに対してそのようなトラウマ的体験を延長させ繰り返させて、精神症状を悪化させる危険がある場合には、精神医学的に認め難い」とする。

子どもの権利条約が我が国で効力を生ずることになったのは、平成六（一九九四）年五月である。我が国では、そこで規定されている子どもの権利は日本憲法をはじめとする既存の国内法で保障されているので、この条約の実施のための新たな国内立法措置は必要ないとされた。両面会交流に関

五 東アジアの価値観との関係  
　　歐米の価値観と東アジアの価値観とは必ずしも同じではなく、後者では共同親権化・共同監護化には限界がある。日本や台灣はもとより、制度的には離婚後でも共同親権・共同監護が可能となっている韓国。中国においてさえ、面会交流や共同監護権





会交流などをめぐる問題が、子どもたちの適応によいとする「ドグマ」（以下、闇わたりドグマ）というが独り歩きを続いている。人間の関係にはよい関係も悪い関係もあり、交流することができないことは周知のことであるのに、父母の離別後、別居親が面会したい場合だけ、未成年の子どものには、その関わりが子どもの福祉にかなうと唱和され、家庭裁判所は、「父母の離婚による喪失体験から立ち直れる」「自己のアイデンティティを知ることができる」「別居親から愛されていることを知る機会となり子の健全な成長に役立つ」などの効用があると唱えて、面会交流を命じている。別居親や司法実務家の中には、面会交流をすることが別居親の権利であると主張する声もある。こうした別居親由来の、子どもへの関わり推進論は、面会交流の拡大とともに、日本民法が離婚後單独親権制をとることへの批判と離婚後共同親権法制を導入すべきであるという議論にまでつなっている。

第二章

問題点

会交流などをめぐる話題などが、子どもの適応性によって異なるとするドグマ（以下、「関わりドグマ」という）が独り歩きを続けています。人間の関係にはよい関係も悪い関係もあり、交流することでよいとばかりは言えないことは周知のことであるのに、父母の離別後、別居親が面会したい場合だけ、未成年の子どもには、その間わりが子どもの福祉にかなうと唱和され、家庭裁判所は、「父母の離婚による喪失体験から立ち直れる」「自己のアインデンティティを知ることができる」「別居親から愛されていることを知る」機会となり子の健全な成長に役立つ」など、自らの心をもとにした「自分を守るために自分をもつて守る」として、面会を允めてお

の福祉のために行なわれる営みであるから、監護に関する法（以下、監護法といふ）は、子の福祉を最大化する観点から解釈運用するべきであるし、法改正の当否も同様の観点から議論する必要がある。

そこで、以下では、こういう観点から、別居親の子どもへの関わりに関する民法規定を振り返り、別離後別居親の関わりと父母の葛藤紛争が子どもの適応に及ぼす影響に関する実証的な研究をもとに関わりドグマを検証し、別居親の関わりが子の福祉に有益若しくは有害に作用する分岐点を紹介し、それを踏まえた法的紛争処理と監護法制論議の在り方について、考察するところを述べたい。

もを支配したり利用する親の欲求を斥けて、家庭で育まれ成長していく子どもの視点に立って再解釈し、子どもの生存し発達するニーズに応えるための養育を保障する枠組みとして運用する必要がある。

格を生み出すわけではない。  
このように、民法上の「父」は、分娩によって「母」とされる母以上に、法的な権利を有する者である。一方で、民法上の父子関係は、もともと、子どもの出自を知る利益や自己同一性を獲得するという利益に対応するものではない。

### 三 親権者・監護者という地位

親権者・監護者というものは、法が、民法上の父や母に与えた地位である。しかし、法は、民法上の父や母を、当然にその地位に就けるのではない。すなわち、民法は、母の法律上の夫であることにより、「父」となった者には、母に立ち替わって子に対する権利を有する。

第一 誰のための監護法か

—「子どものため」の親権・監護法  
親権を規定する監護法は、長く父長制  
度の秩序であり、父の子どもへの権力的支  
配の法的裏づけであった。それが、第二次  
大戦後、家制度を廃し、男女平等の原則に  
立った日本民法で、父のため・家のための  
親権法から、子どものための親権法に変革

民法上、嫡出の父子関係は、父母の法律婚を前提にして成立する。一方、父母が法律婚でない場合、民法は、父母の法律婚に付随して、認知という手続きを父子関係の発生の基礎としている（同七七九条以下）。いずれにしても、民法上の父子関係は、子と母の生物学的な関係とは違う。生物学的な関

母の前夫、認知しただけの「父」に、当然には親権を与えていない（八一八条三項、八一九条三項・四項）。この違いは何によるのであるうか。

子の母と、同居・協力・扶助しあう（七五二条）婚姻関係を結ぶ「父」には、母と一緒に協力して子の養育監護にあたることを期待

(16) 前掲注(14)参照。

(17) 本座談会第三章五八頁以下のマイヤー高橋論文。

(18) 本座談会三二八頁の可児発言。

(19) 木子修「問一答 家事事件手続法」(商事法務・二〇一一年)四九頁。

(20) 梶村「面会交流の協議規範・調停規範・審判規範・間接強制規範・面会交流原則実施論の問題点と実務的危険性を考える」田山輝明先生古稀記念論文集(成文堂・二〇一四年)三六五頁以下。

(21) 梶村・前掲注(10)論文二〇頁。

(22) 安倍嘉人・西岡清一郎監修「子どものための法律と実務」裁判・行政・社会の協働と子どもの未来」(日本加除出版・二〇一三年)にそれを引用。

いわば司法の軽量化路線であろう。この論者らの姿勢では、面会交流等の実施が成功すれば自分たちの功績とし、失敗すれば当事者や支援者のせいにするので、責任をあくまで回避しようとする知恵は相当なものであろう。ノブレス・オ・カリージュの精神は、一体どこへ行ってしまったのだろうか。

(23) 梶村「裁判例からみた面会交流調整判例」(日本加除出版・二〇一三年)二九九頁以下。

(24) 本書第九章一五〇頁の渡辺義弘論文参照。

(25) 渡辺義弘「面会交流至上主義への懸念」(家庭裁判所平成二六年一月四日審判の意味するもの)戸籍時報七二四号三頁以下。

(26) 長谷川京子「子どもの利益の視点から裁判所の面会交流実施政策を考える一面会をめぐる非監護親の権利、面会交流の子どもへの影響を中心に」法会苑六二号一九頁以下参考照。

(27) 本書第一八章二八〇頁以下の梶村一七章二六〇頁以下の大塚論文参照。

(28) 本書第一七章二六〇頁以下の大塚論文参照。

(29) 守屋克彦編「日本憲法論と裁判官」(日本評論社・二〇一〇年)参照。

(30) 本書座談会「面会交流は原則的に実施できるか」三二三頁以下における水野克士教授のフランスの家事事件担当裁判官の積極的な権限行使等に関する説明は興味深い。

(31) 梶村「家族法学と家庭裁判所」(日本本加除出版・一〇〇八年)参照。

(32) 内田樹編「日本の反知性主義」(晶文社・二〇一〇五年)参照。

(33) 高橋源一郎「ぼくらの民主主義なんだぞ」(朝日新書・一〇一五年)一九四頁参照。

(34) 本書第九章一三八頁以下の渡辺義弘論文。

(35) 本書第九章一三六頁の渡辺久子論文、第一一章一六七頁下の可児説文、本書第七章一一二頁の水野論文、本書第八章一二五頁の山口論文、第一四章の秀嶋論文一二四頁、友田明美「新版いやされない傷へ児童虐待と傷ついていく脳」診断と治療者と治療社・二〇一年。

(36) 本書第一章九頁の長谷川論文、本書第七章一一二頁の水野論文、本書第八章一二五頁の山口論文、第一四章の秀嶋論文一二四頁、友田明美「新版いやされない傷へ児童虐待と傷ついていく脳」診断と治療者と治療社・二〇一年。

(37) 本書第四章のマイヤー「高橋論文。本書三一三頁・三六六頁以下の梶村指摘参照。

(38) 本書三一三頁・三六六頁以下の梶村指摘参照。

# 判例時報 練込み用 書棚の整頓に! オフィスの整理に! 1冊のファイルで「判例時報」 約10冊を練じ込むことが出来ます。

# 判例時報 繰込み用 合本 ファイル

◎お申し込みは書店又は小社まで。

發行者：一休舍  
印 刷 者：明月社

★製本のいらない表紙★  
書棚の整頓に！  
オフィスの整理に！

1冊のファイルで「判例時報」  
約10冊を綴じ込むことが出来ます。

定価626円(税込)

東京都文京区自由台1-7-12

しうるのに対し、子の母とそのような関係を結ばない、「父」には、母と共同して子どもとの福祉にかなう養育監護を期待できない、と整理したからであろう。同様に、離婚後出生子や認知された子については、父と母の共同生活やそこでの養育監護が予定されないから、子どもの親権はまず母に属し、これを母から父に変更すれば、母が親権を失うことになっている。

そもそも、養育監護とは、生存し発達していく子どものニーズに応える連続した宮みである。すなわち、養育監護とは、子ど

は、引き続<sup>き</sup>き子どもと同居<sup>どうきょ</sup>し、その養育監護<sup>よういくかんご</sup>に責任<sup>じのひ</sup>を果たす者<sup>しゃ</sup>を明確<sup>めいがく</sup>にするためと理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>することができる。

四、監護の帰属  
民法七六六条は、  
する、子の監護に  
、子の監護者の指  
定めを例示してい  
父母の別居・離婚  
場になつて來た父  
のであるから、こ  
する生活を提供す  
方をめぐるもつと

と同居し、その養育監護を明確にするためと理を求めている。上記のとおり、父母が離婚する際に協定、面会交流、養育費も基本的で重要な事項として、子どもの養育監護は、子どもの養育監護の共同生活を解体するの先、誰が子を養育監護するかは、子の監護の最も基本的で重要な事項であり、その協議によって最初に定められることは、以後の子どもの監護のことであり、その協議によって共同で子の監護に責めくくりに、後任者を

養育監護の経過、養育監護の態勢や生活環境、子どもの年齢と意向等を総合的に考慮し、事案に即して子どもの福祉に照らして定めてきた。

なお、監護者指定基準に「主たる養育者」をあげることを、母が養育監護を担当することが多い現状をあげて批判する見解がある。<sup>(5)</sup>母親優先を「主たる養育者」原則に置き換えるも、現状で母が養育監護を担当することが殆どだから、親権者・監護者争いにおいて、父の不利は変わらない、という風である。しかし、子どもの親権者・監護者は、父母の利益のために決めることではない。子どもの福祉を最大化するために決めることである。その子どもは、養育されながら経験を通じて、安定して頼れる他者との間に愛着等生存と発達を支える関係を形成する。<sup>(6)</sup>それぞれの親との間で形成する関係が、それぞれの親から養育された経験の子小や質に応じて異なるのは、子どもの立場から見れば当然のことではないだろうか。

子どもの監護の帰属を決めるのに、父母間の有利・不利の次元で議論して、子どもの福祉を最大化することはできない。

判例時報 2260号

しうるのに対し、子の母とそのような関係を結はない「父」には、母と共にして子どもとの福祉にかなう養育監護を期待できない、と整理したからであろう。同様に、離婚後生子や認知された子については、父と母の共同生活やそこでの養育監護が予定されないから、子どもの親権はまず母に属し、これを母から父に変更すれば、母が親権を失うことになっている。

そもそも、養育監護とは、生存し発達していく子どものニーズに応える連続した營みである。すなわち、養育監護とは、子どもと生活を共にして、その生存と発達のために身体的・情緒的・知的ニーズにいねいに応対し発達を促す連続した營みと、その責任をよく全うできる者を、親権者、監護者に任している。その意味で、親権者・監護者というのは、養育監護の責任を全うするために、民法が「父」「母」に付与した職務上の地位である。子どもと生活を共にする父や母は、その養育監護の責任を果たすために、親権者・監護者という地位に就くのである。

そうであれば、別居・離婚により生活が変わり、子どもを養育監護しない生活に入った者が、子どもの親権者・監護者の地位を返上するのは、子どもの福祉を損なわないために当然のことであろう。日本民法は、父母の離婚時に、単独親権者を定めるよう求めている（八一九条一項）が、これ

は、引き続き子どもと同居し、その養育監護に責任を果たす者を明確にするためと理解することができる。

#### 四 監護の帰属

民法第七六六条は、父母が離婚する際に協議する、子の監護について必要な事項として、子の監護者の指定、面会交流、養育費の定めを例示している。

父母の別居・離婚は、子どもの養育監護の場になつて来た父母の共同生活を解体するのであるから、この先、誰が子を養育監護する生活を提供するかは、子の監護のあり方をめぐるもつとも基本的で重要な事項であり、この中では最初に定められることである。監護者指定は、以後の子どもの監護の帰属先を定めることであり、その協議は、父母が、婚姻中、共同で子の監護に責任を果たしてきた締めくくりに、後任者を指定する作業である。

その指定にあたり、法は、子の最善の利益を考慮することを求めている。上記のことおり、法は、子のために養育監護の責任を全うできる者に親権者・監護者の地位を与えていたのであるから、この協議にあたっては、どちらの親が監護者になることが、子どもの生存と発達の一ニースに応える職責をよく果たせるかという観点から、今後の監護の帰属を定めるべきである。

この観点は、父母の協議が調わず、監護者指定／子の引渡し申立事件として裁判所に持ち込まれた場合も、踏まえられる。それで、家庭裁判所は、これまで、子どもと双方親の愛着関係ないし親和性、出生以来の面会交流を位置づけてきた。

護に協力する立場にある。

このように、別居親に子どもの面会交流を求めるかどうか、いつ、どのように面会交流するのかは、なべて、子どもに対する「監護者の監護教育内容と調和する方法」と形式において決定されるべきである。これまで、最高裁判所はこのような考え方で面会交流を位置づけてきた。

養育監護の経過、養育監護の態勢や生活環境、子どもの年齢と意向等を総合的に考慮し、事業に即して子どもの福祉に照らして定めてきた。

なお、監護者指定基準に「主たる養育者」をあげることを、母が養育監護を担当することが多い現状をあげて批判する見解がある。母親優先を「主たる養育者」原則に置き換ても、現状で母が養育監護を担当することが殆どだから、親権者・監護者争いにおいて、父の不利は変わらない、というのである。しかし、子どもの親権者・監護者は、父母の利益のために決める事ではない。子どもの福祉を最大化するために決まることがある。その子どもは、養育された経験を通じて、安定して頼れる他者との間に愛着等生存と発達を支える関係を形成する。それぞれの親との間で形成する関係が、それそれの親から養育された経験の大小や質に応じて異なるのは、子どもの立場から見れば当然のことではないだろうか。子どもの監護の帰属を決するのに、父母間の有利・不利の次元で議論して、子どもの福祉を最大化することはできない。

はその費用を負担するが、そのことは、監護費用の負担が、子どもの監護であることを意味するのではない。認知しただけの父、離婚後前妻が出産し嫡出推定により父親となりた者は、前記のとおり親権者・監護者ではないが、子どもを養育監護する母かわら請求をうけると、養育費を負担する。これらの方は、養育費を負担しその支払はするが、それにより、子どもの監護者になるとはいえない。養育費の支払は、監護費用を一部負担して監護を支授する行為ではあるが、監護そのものではない。子どものために配慮し判断力アレンジするという監護の本質を備えた行為ではないからである。

七六六条が父母の離婚時の協議事項に、養育費をあげたのは、離婚により監護親が一人になる場面で、子どもの監護の質を落とさないために以後の監護費用の分担を協議することを求めたものである。この協議によって、別居親は、養育費の負担者として臨むのであって、監護者の資格で臨むわけではない。別居親が、養育費を分担するからといって、養育監護を分担するわけではないのである。

面会交流も、これと同様に考へることができる。すなわち、子どもは、発達とともに、愛着の対象を広げ、家人と家人との親しきれ難い。特に、面会交流の相手をして監護者を選ぶときにも「……」

してアレンジし、子どもの社会関係の発達を促していく。

別居・離婚により子どもと生活を共にしなくなった親と子どもの面会交流も、そういう接触・交流の一つである。面会交流は、別居親が子どもと交流することで、人間関係を継続・深めるために行なうが、養育監護の本質をなす、日々成長する子どもと生活をともにし、子どもの生存と発達のための途切れないニーズに連続して対応するという核心を備えない。本質を欠くから、面会交流の時間を拡大しても、その性質は変わらない。したがって、監護親は、子どもの生活と日々の監護のあり方を前提に、別居親と子どもの関係の質、子どもの年齢、意向・関心等々を考慮し、その子に有益な関わりが望めるなら、子どもの福祉を願つて、別居親に子どもと面会交流することを求めることがある。

これに対して、別居親は、自分が、子どもの面会交流の相手をすることは、監護には属さない。サッカーを習いたいと慕う子どもに、定期的にサッカーの手ほどきをするコチと同様、監護親の依頼を受けて養育監

護に協力する立場にある。このように、別居親に子どもとの面会交流を求めるかどうか、いつ、どのように面会交流するのかは、なべて、子どもに対する「監護者の監護教育内容と調和する方法」と形式において決定されるべきである。これまで、最高裁判所はこのような考え方で面会交流を位置づけてきた。

## 六 子どもと面会交流すること—別居親の権利ではない

面会交流がこのようなものであるから、民法には、別居親に子どもと面会交流する権利があるという規定はない。それで、從来、最高裁判所も、「面接交渉を求める権利」というよりも、子の監護のために適正な措置を求める権利である」という考え方にしてきた。平成二三年に民法七六六条が改正され、離婚時の監護に関する協議事項として、養育費と並んで面会交流が示例されたけれども、立法者は、面会交流の権利性や性質についてなお議論が分かれているから、そこには踏み込まなかったことを明らかにしている。よつて、民法によって民法上の父になつた「父」に、子どもと面会交流する権利といふものが生じる余地はない。別居親が子どもと面会交流する権利を有するという主張に、法的根拠は見出せない。

## 七 面会交流の要件

子どもに有害な面会交流は、行なわれてはならない。子どもは、適切な養育監護のもとで守られなければならないから、第一に、過去にDV曝露や虐待などがあり、面

会により子どもの心身の安全を脅かすような面会、第二に、子どもの今ある養育監護、監護親との関係を傷つけるような面会は、許されない。

第三に、子どもは、面会交流の主体であるから、別居親が子どもに愛情を注ぐというだけでは足りらず、子どもが、別居親に対して肯定的な関係を持つなければならぬ。少なくとも、子どもが、別居親に強い絆を抱いていないことが必要である。

### 八 面会交流－柔軟性の要請と強制の不合理的

別居・離婚時の、面会交流に関する協議や、協議に代わる調停合意というのは、上記のような養育監護に伴う配慮・判断・アレンジである。

しかし、子どもの養育をしてみれば分かるが、現実には、どんなに子どものために配慮して決めて、実際にやってみると子どもに拒否されることは珍しくない。また、子どもは、その子なりの仕方で日々成長するから、養育監護も、それに対応して常に変化することが求められる。子どもから拒否が返つてくれれば、親は、それを受け止め再考し、保留したり、別のアレンジを工夫して子どもに提供する。養育とは、そういう親と子どもの相互作用から成り立つものである。例えば、「サッカーガやりたい」という声を受けて始めて、まもなく子どもが「止めたいたい」と言い出すこともあるだろう。そういうときに、「お前のためと考えて決めたのだから、最後までやりきりなさい」と説得するだけでは、適切な養育

育はできない。養育とは、子どもと周囲の状況を見ながら、常に大小の調整や変更を加えることで、その時々の子どもの健康成長に沿いニーズに応えられるのである。そうであつてみれば、面会交流に関する別居親との合意だけが不動の取り決めとして監護を制約するという考え方は、受け入れ難い。特に、面会交流の相手をして監護親の監護に協力するだけのはずの別居親が、協議に代えて調停で合意すれば、監護親に対しても面会交流を実現するよう請求できる債権を取得し、債務名義を得て強制で引き取る、というならば、それは調停合意によっても変化にも、子どもの監護にも優先するものに変質し、別居親が子どものニーズと監護親の配慮・判断・アレンジを制約し得る独自の権利を付与されるということになる。

しかし、調停合意にこのような法的効果を結びつける法的プロセスは説明し難い。別居親の面会交流が、調停合意により、なによりえに、子どもの意思やニーズ、監護親の監護を制約する優先性を取得するのであろうか。そして、別居親の面会交流をめぐる権利とは、どこから来た、誰の利益を守る権利であろうか。

そもそも、上記の通り、別居親の合意は、子どもの成長と発達を促すために、協力を約することである。子どもの福祉のために協力なら、子どもの心情や養育監護の変化に応じて、協力の仕方が常時変化することは折り込み済みの筈であり、調停合意といえど、子どものニーズに対応できる養育監護の柔軟性を守るために、弾力的なな

## 2260号 判例時報

## 2260号 判例時報

更を折り込むのでなければならぬ。子どもとの福祉のための協力は、別居親の独自の利益のためにするのではないからである。それにもかかわらず、別居親が間接強制を求め、面会交流の不履行につき監護親から接強制金を、しかも子どものための預かり金としてではなく、自己のために受領するという構図は、別居親の、子どもの福祉のためにない、独自の利益に根ざす法的権利を想定しなければ説明はつかない。そのような権利が、面会交流の協議に代わる調停合意により生まれるという現象を法的に説明することは困難ではないだろうか。

## 第二 別居親の関わりドグマ

一 心理学的研究を表したまやかし  
面会交流の原則的実施政策が大前提とされているのが、「別居親の関わりが子の健全な成長に重要な意義がある」というドグマである。例えば、「子は双方の親と愛着（アタッチメント）を形成することが健全な発達にとって必要であり、別居親と子の面会交流は、別離を余儀なくされた子が別居親との関係を形成する重要な機会である」などと説明される。

しかし、愛着（アタッチメント）が、後

の社会性や社会でうまくやっていく能力と

関わるかについては、現在の研究では懷疑的であるし、愛着の対象としては、子どもが身体的情緒的な世話を受ける者、子ども

の生活に一貫して役割を果たしている者

と報告される。同人は、また、離婚後の養育

大人に怒り、面会した親を嫌悪していた、

き来させられた子どもが、等しく裁判所や

監護の共同について、対立する父母の家を

示す調査は紹介されていない。

逆に、同論文をはじめ面会の推進論者が

その根拠として引用する実証的研究を主宰

した、J.S.ウォーラスタンは、その

最終報告書において、裁判所が決めたスケ

ジュールに合わせて、対立する親の間を行

くべき面会が、子どもにどう影響するかを

示す調査は紹介されていない。

一方で、民法上のような紛争事

案での面会が、子どもにどう影響するかを

示す調査は紹介されていない。

そこで、別居親の関わりドグマは、

最終報告書において、裁判所が決めたスケ

ジュールに合わせて、対立する親の間を行

くべき面会が、子どもにどう影響するかを

示す調査は紹介されていない。

そこで、別居親の関わりドグマは、

最終報告書において、裁判所が決めたスケ

ジュールに合わせて、対立する親の間を行

17

六 子どもによい関わりができる家族は現行法の変更を必要としている  
以上のように、紛争家族に適用される政策で、別居親の関わりを強化することは、いくつもの次元と局面で紛争家族の子どもの福祉を害する。では、別居親の関わりを強化は、協力的な家族の子どもには、何かのメリットをもたらすだろうか。  
子どもに対する養育監護は、親が権利を頼んですることではない。親権者・監護者は、にならなくとも、他方親と協力して同居の子どもを世話を親は子どもとよい関係を築くことができるし、他方親と別れたあとでも、子どもの養育監護に協力することで、親として子どもの関係をその成長とともに発展させていくことができる。実際、事実婚の父親が親権を持たなくとも、親権者である母親と同居する子の養育監護を共にするのは珍しいことではない。子育てに関してわった父が、離婚後あるいは事実婚の解消後、子どもと面会交流することも、今や普通のことである。そういう父子の関係があれば、普通、母親は、子どものために交流を望み協力する。婚姻共同生活は解消後、子どもを挟んでもう一人の親としても、信頼できる関係があれば、子どもの養育監護に関して、監護親が別居親に相談したり協力を得たりすることも可能である。法はそれらを何ら制約しない。すなわち、子どもによい関わりができる協力的な家族が、別離後も養育監護に協力しあう嘗みでは、現行法でも何ら妨げられるものではない

く、これら家族が、法制の変更を必要としているわけではない。

結局、協力的な家族を前提に、紛争家族に適用される監護法に別居親の関わりを強化する法政策を導入することは、子どもの福祉を害するだけで、子どもには何の利益ももたらさない。

### 七 おわりに

子どものための監護法を、子どもの二すべに応えるための枠組みとして見直せば、現行法は優れて新しい局面を見せてくれる。歐米諸国は一九八〇年代以降、父権を復運動の波に押され別居親の関わりを強化したことで、紛争解決支援法のため多大の環境整備をはかっても、なお多くの問題を抱え、別居親の権利性の軽減・払拭が焦点になっている。いったん、離婚後の別居親の関わりを強化する法制度に踏み出してしまって、子どものためと言つても、との法制度に引き返すことはできない。

幸い日本民法は、まだ、共同の幻想に巻き込まれていない。現行法が離婚后單独親権監護制であるために、子どもとその養育監護に何か重大な不利益をもたらしているわけでもない。監護法は子どもに適切な養育を提供するための枠組みである。その変更の要否、変更がもたらす影響は、法律が適用される紛争家族の子どもに起ること態と国内外の経験を、しつかり見据えて論じるべきである。

(1) マーサ・A・ファインマン「家庭、積み過ぎた方舟」――(学陽書房)

(2) 中川善之助「註釋親族法(一)」――

(3) 「母」についても、遺伝学上の母が民法上の「母」になるわけではない。最判平一九・三・二三は、代理母出産により生まれた子の母は、分娩した女性であるとし、卵子を提供し代理母に妊娠出産を依頼した遺伝生物学上の母である女性を、民法上の母と認めなかつた。

(4) 松本哲弘「子の引き渡し・監護者指定に関する最近の裁判例の傾向について」――家月六三・九、民一

(5) 山口亮子「判民」民商法雑誌一三四・以降、「子の奪い合い紛争事件における判断基準について」産第法學四五・三・四(1011)。

(6) 田中究「DVと離婚、子どものトライアフの配慮と面会交流」梶川市太共編「子どもを中心とした面会交流」(日本加除出版、11015)は、「子どもの発達は、養育環境や養育体験に影響され、その子の資質や行動の中で育まれていく。新生児や乳児行動について、周囲の状況へのそれなりの認識があり、情報を発信し、無様式知覚や情動調律によって自分と養育者との情動を共有する」と分かれている。」――(7) 最判平12・5・1 民集五四・五・一六〇七判例解説

(8) 実定法上、面会交流する権利がないことにつき、梶川市太「親子の面会交流原則実施論の課題と展望」本誌二一七五・五。

(9) 最判平12・5・1 民集五四・五・一六〇七の判例解説。「適切な措置を求

(10) 飛澤知行編著「一問一答 平成二三年民法問う改正―児童虐待防止に向かへた親権制度の見直し」――(商事法務、二〇一一)

(11) 抽著「面会交流原則的実施政策の問題点」前掲注(6)梶川・七

(12) 最判平25・一・四七・四八は、審判(許)最判平25・一・四七・四八は、審判で監護親がすべき給付の特定に欠けるところがない場合には、審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができるとした。

(13) 小澤真嗣「家庭裁判所調査官による『子の福祉』に関する調査―司法心理学の視点から―」家月六一・一・一、記念日立教育進行財团<[http://www.hitachi-zaidan.org/odataira/topics/docdata/topics1\\_02.pdf](http://www.hitachi-zaidan.org/odataira/topics/docdata/topics1_02.pdf)>

(14) 近藤清美「基調講演I 愛着理論の臨床適用について」(勧小平記念日立教育進行財团)<[http://www.hitachi-zaidan.org/odataira/topics/docdata/topics1\\_02.pdf](http://www.hitachi-zaidan.org/odataira/topics/docdata/topics1_02.pdf)>

(15) L.M. Singer より「養子家庭における母親と乳児の愛着」の研究によれば、自分たちと同じ民族背景を有する親子よりも養子に育てた家庭では、母乳児間の関係は、養子でない親子間にみられるのと同じであった。これを紹介したH.R.シナファーは、その著書「子どもの養育に心理学がいえること」と発達と家族環境――(生物学的なつながりのない人に育てられたからといって、それが何らかのハンディキャップになると云ふことはない」と解説している。

(16) H.R.シナファー「子どもの養育環境」九五(新曜社、11011)

(17) W. Marsiglio et al. "Scholar

例時報 2260号

離婚後、監護親と葛藤対立する別居親も、  
養育監護に関わらせたら、その関わりは、監  
護親が子どもに提供している養育監護との  
連続性を欠くばかりか、時に葛藤対立が巻き  
込まれ、監護親による養育監護を悔り棄て  
され、それをめぐって新たな葛藤対立が巻き  
起こるなど、子どもの養育監護を傷つける  
(2) 交替住所は「ホームレス」

離別後の養育監護を分担するために、子  
どもに父母双方を行き来させる（交替住所）  
方式をとる例がある。しかし、親の都会  
で、一か所に根を下ろして生活する本拠を  
持てない生活が、子どもの福祉に一般的に  
適うとは考えにくい。現に、米国で、子ど  
もを家に留め、両親がそこを出入りする形  
態を試した例があるが、「荷が重すぎる」  
ため、殆ど行なわれなくなった。大人に重  
すぎる荷を、成長途上の子どもに負わせる  
ことが、子どもの福祉になるとは考え難い。  
(3) 子どもの生活を引き裂く養育時間の  
割合を高める。

として子供を糾定することなどできなくなってしまうのである。しかしこうして分配された時間は、主たる監護親と対立する親にとって、相手からもぎ取った「自分の時間」でもある。学校の催しに参加するため、母方に滞在時間で欲しいと頼んだ子どもに「これは自分自身の時間だ」と言い張つた父のように、子どものニーズに応えることは後回しになる。

この父のように、自分が与る分配時間の長さには敏感でも、子どもの養育監護権に関心のない親の家の滞在時間を設定することは、子どもから見れば、子どものニーズにあつた養育監護を受ける時間が削減されることにほかならない。

(4) 協力できない父母による養育監護の共同

対立する親の間で養育監護を共同ないし、分担させることは、子どもに提供される養育監護の質を落とし、量を減らす。ゆえに、協力できない父母による養育監護の共同を非法で強制することは、紛争家庭の子ども们の福祉を害する。

スウェーデンは、一九八八年法で、裁判所が父母の一方の意思に反しても共同監護を命じられる法制を採つたが、二〇〇六年法で、法改正し、裁判所は父母が協力できると認められる場合に限り共同監護を命じられることとした。その趣旨について審議報告書によると、

別居親の関わりを強化する法制

- (1) マーサ・A・ファインマン「家族、積み過ぎた方舟」一〇二（学陽書房、二〇〇三）

(2) 中川善之助「註釋親族法（下）」一九（有斐閣、一九五〇）

(3) 「母」についても、遺伝生物学上の母が民法上の「母」になるわけではない。最判平一九・三・二三は、代理母出産により生まれた子の母は、分娩した女性であるとして、卵子を提供し代理母による女性を、民法上の母と認めなかった。

(4) 松本哲治「子の引き渡し」監護者指定に関する最近の裁判例の傾向について、山口亮子「判決」民商法雑誌一四・四以降、同「子の奪い合い紛争事件における判断基準について」産第法学四五・三・四（二〇〇一）

(5) 田中究「DVと離婚、子どものトライアムへの配慮と面会交流」梶村太市共編「子どもを中心の面会交換」（日本加除出版、二〇一五）は、「子どもの発達は、養育環境や養育行動に影響され、その点が子どもの成長で育まれていく。新生児や乳児であっても、周囲の状況へのそれなりの認識があり、情報を発信し、無様式知覚や情動調律によって自分と養育者の心情を共有することが分かっている」という。

(6) 最判平十二・五・一民集五四・五・一六〇七判例解説

(7) 実定法上、面会交流する権利がないことはつき、梶村太市「親子の面会交流原則実施論の課題と展望」（本誌）一七・五・五。

(8) 最判平十二・五・一民集五四・五・一六〇七の判例解説。「適切な措置を求

(9) 最判平十二・五・一民集五四・五・一六〇七の判例解説。「適切な措置を求

(10) 飛澤知行編著「一問一答 平成二年民法問題」（岩波新書、二〇一二）

(11) 拙著「家庭会交流原則的実施政策の問題点」前掲注（6）梶村、七

(12) 最判平二五年三月二八（平成二四年四月四日）は、審判（許）第四一・四七・四八は、監護親がすべき給付の特定に欠けるところがない場合には、審判に基づき監護親に対し間接強制決定ができるとした。

(13) 小澤真嗣「家庭裁判所調査官による『子の福祉』に関する調査－司法心理学的視点から－」（月刊六一・一・一）

(14) 近藤清美「基調講演I 愛着理論の臨床適用について」鶴小平記念日立教育進行財團[[http://www.hitachi-zaidan.org/odata/topics/docdata/topics71\\_02.pdf](http://www.hitachi-zaidan.org/odata/topics/docdata/topics71_02.pdf)]

(15) L.M. Singer らによる「養子家庭における母親と乳児の愛着」の研究によれば、自分たちと同じ民族背景をもつ子どもを養育した家庭では、母親と乳児間の関係は、養育でない家庭にみられるのと同じであった。これを紹介したH.R.シヤファーは、その著書「子どもの養育」に心理学がいえることと「発達と家族環境」（新曜社、二〇一〇）によれば、自分たちと同じ民族背景をもつ子どもを養育した家庭では、母親と乳児間の関係は、養育でない人に育てられたからといって、それが何らかのハンディキャップになると、いうことはない」と解説している。

(16) H.R.シヤファー「子どもの養育」（新曜社、二〇一〇）

(17) W. Marsiglio et al. "Scholar

書は、「監護者は、いとうことなく、子の

五

書は、「監護者は、いとうことなく、子の状況を持続的に改善できなければならぬ。父母間の紛争を鎮めるという目標のために予め詳細に決まつた変更不可能な取決によって、監護が行き詰まるということがあつてはならない。父母が協力することに困難を抱えるような事案では、共同監護（憲法二二条）を享受する必要があるの普通の市民や子どもも変わらない。片や、こうした法制では、別居親の転居は制限がない。別居親が求めて決まつたどもへの関わりを根拠に、子どもが育つ族から移動の自由を奪い、経済的・社会・環境的な生活向上の機会を制限する一方で、別居親が関わりを中止することは関しないといふシステムが、果たして、子ものよりよい育ちを守るであろうか。

四 転居制限（リコケーション）

別居親の関わりを強化する法制は、その限りを保障するために、監護親と子どもが別居を制限し、彼らの生活を別居親の許容枠に閉じ込める制度にも発展している。しかし監護親も子どもも、別居親の関わりを迎え入れるためだけに生きているのでない。仕事を得るために、居住・移転・職業選択の自育ての支援を得るため、子どもによい教育を受けさせたため、その他よりよい環境を得るために、居住・移転・職業選択の自己の経験はそうはならなかつた。すれども、オーストラリアでは父親のもので、米国法のものと養育費が月に八〇ドル並ぶたが、共同養育は養育費の増加にはつながらない。共同養育を法制化すると、子どもたちの貧困に対処できることではないか。望ましい家族の姿から、このへんの過度な時間が増えたりと養育費の減額が進んだし、推定的共同養育制度をおいたところを理由に、割合的に減額した例がある。

日本の家裁審判にも、婚姻費用の分担に関する、子どもが定期的に別居親方で過ごすことを規定する裁判が出ていた。それはまた、養育費を嫌う別居親を、負担減額のため、子どもへの関わりの拡大を求める行動に驅り立てる。結局、別居親関わりの推進は、子どもの生活にかかる費用は大して変わらないのに、別居親の関わりを過大に評価され、監護親がすべき給付の特定に欠けるところがない場合には、審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができるとした。

たとえ定期的に別居親方で滞在したとしても、住居費・被服費・医療費・教育費など、子どもの基本的な生活がある監護親方の生活保護のための政府支出が増大するなどの報告が相次いでいる。あるいは、ナショナル・シルバーリンク（N.S.L.）によれば、別居親が離婚時に低い財産給付が母子を養うことを理由に、割合的に減額した例がある。

米国法のものと養育費が月に八〇ドル並ぶたが、共同養育は養育費の増加にはつながらない。共同養育を法制化すると、子どもたちの貧困に対処できることではないか。望ましい家族の姿から、このへんの過度な時間が増えたりと養育費の減額が進んだし、推定的共同養育制度をおいたところを理由に、割合的に減額した例がある。

日本の家裁審判にも、婚姻費用の分担に関する、子どもが定期的に別居親方で過ごすことを規定する裁判が出ていた。それはまた、養育費を嫌う別居親を、負担減額のため、子どもへの関わりの拡大を求める行動に驅り立てる。結局、別居親関わりの推進は、子



監護親と定期的に交流を持ち続けた子である

る。

に面会交流についての要望を示さな」くて

ればならない。前記の「適法に」とは、実

21

この点で、水野紀子教授の提起する二つの  
類型<sup>(2)</sup>は参考になる。

そぐ。なぜなら母に監護権が帰属すれば、母の面会交流は必要なくなるからである。

の引渡しを命じた審判による引渡しの直接強制をしたところ、父と同居していた祖父

子のいる母の実家における人手の手配、保

2260号 判例時報

士は、原則的実施方針により、申立適格が訓といえる。非監護親を依頼人とする弁護を免除すると言われても、そのまま安心することなどできない。筆者が非監護親の代理人であれば、その必要性の立証に手抜きはしない。また筆者は逆に監護親の代理人であれば、なおさら事実を重視する。もちろん弁護士には、自らの価値観に反する依頼を断る自由がある。また、情勢いかんにより、依頼人の賛同を得て要求をレベルダウンすることもある。その過程で、相手方との妥協も成り立つ。しかし、本来、代理人弁護士にとって、自らの依頼人の要求を支持する党派性は不可避なのである。

筆者は、やや範囲を広げ類型化する。第一は、母が子どもを連れて別居し、父の子どもも引渡し要求に抵抗している類型（以下、甲類型という）。第二は、古典的類型として、同居する父の親が子どもを連れ込み、母のみを追い出したり、別居し、子どもの引渡しを父に求めていく類型（以下、乙類型という）。甲乙類型は、父と母の立場が逆の場合もあるが、多數類型で表示した。便宜上、乙の順で経験を述べる。なお、以下の文中に引用した事例は、プライバシーが特定されないように加工修正した。

が、父、子、祖母の三名が家を出て行き、行き先は祖父も告げられていない、週に一度ほど、三人が無事である電話が、父又は祖母から、架かってくるので心配している旨を執行官に弁解して、執行不能とされることはある。

例時報 2260号

(4) 比較基準の否定により、高葛藤事案が日本の法律に沿っていなかったことであると思われる。多額なる金を贈る行為は、一般的には贈り手の意思表示であると見做されるべきであるが、高葛藤は贈り手の意思表示であると見做されることは、監護親と非監護親との間で対決する問題となるのである。

二、モデルII  
第二は、弁護士代理人は、依頼人の要を通じて実現するという任務を負うと考へるモデルである。  
筆者は、このモデルを正當と考える。

理より強い」「論理は空虚なもので。論理に対する論理はいくらでも限界もなくなり出せる」「事実から事実へ進んでいく論理、事実によって構成されてくるもの

#### 第四 高葛藤事案を担当する弁護士代理人の任務についての二つのモデル（理想像）

一 モデル I

も、「面会交流という手続があることを説明し、希望があれば速やかに監護親に対しても面会交流の申し入れをすべきです。また、非監護親が面会交流に消極的な場合で

体法、手続法の解釈や価値判断が複数に分かれる場合、依頼人の要求を裏付ける事実を重視し、その事実の妥当性を弁護士として取捨選択し、その一連の事実から導かれて

以上の検討により、次のとおり総括した  
い。①原則的実施方針は高島藤森案には妥  
当しない。②高島藤森案に面会交流を強制  
し監護親に制裁を課すことが子どもの自尊  
感情を高め、対人親和の資質を高めること  
は全く実証されていない。③代理人弁護士  
の任務は、事業を収集しその連鎖の論理に  
より裁判所の心証形成を説得し、創意をも  
つて依頼人の要求ができる限り実現する点  
にある。④そのためには代理人を含めた當  
事者側の手続保障が不可欠である。裁判所  
のパーナリズムに身を委ねることなどで

第七 結語

に「定着しつつある」という評価、(2)「面会交流を認めなければ親権者になれないことを懸念し」母親が「渡々面会交流を認めること」につき、母親の「面会交流をぶち壊す」動きに対する非難、等々に現れている。

現実社会の荒波の中で葛藤の歴史を重ねてきた父母につき、父を子により教育し、母を忠誠葛藤の元凶であるかのように見立て教育するなどとは、いわゆる「官許心理学」に疑いすら挿まないこととともに、あまりにも目線に問題があると思う。海外の研究動向、反省点の動向の方がはるかに進んでいる。過去に目を轉すれば、ゴールド・スタイン学説の全体は別として、そもそも子どもの忠誠葛藤を防ぐためだけなら、むしろ同学説の方が新鮮に見えてくる。

2260号 判例時報

例時報 2260号

育所・幼稚園に対する手配、近所の駐在所への連絡体制、母の住居への警備保障契約まで、助言する。第二は、父がとりわけ弁護士を代理人として、子の監護者指定の引渡し調停、審判申立と並存的又は副次的に子との面会交流の調停、審判申立をし、自らの監護の優位性、適格性を徹底して争つてくる場合の対策である。これらの手続にあたって、母に対し、母代理人は、既に海外で疑問が提起<sup>24)</sup>されている「フレンドリー・ペアレンツ・ルール」や、誤りが明らかとなつていて「P.A.S.」理論と同じ内容を含む「P.A.」理論を、裁判所が信じていることも多いので、これらについても説明しておく。但し、微妙な問題なので、具体的対応については母本人に任せせる。母は創意をこらし、自らの言い分を家裁に分かってもらうしかない。別居後、母と父の親（祖母）とが、一歳の子を路上で奪い合う乱闘をし、祖母が傷害の診断書を警察に提出して母を告訴し、母は警察・検察庁から任意出頭の呼び出しを受け、とりわけ検察官の機械的捜査に悩みながら、母が面会交渉を試みたが、審判手続を闇裏で進めたので、月一回の時方法は、その都度協議の面会交流を承諾していた。母居住のA地と父居住のB地には往復四時間弱の距離がある。母の勤務先は土日・祝日営業、父の勤務先はこれらの日は休日である。同

(7) 佐々木健「ドイツ法における親子の交流と子の意思」立命館法学三二七・三二一号三四四頁。

(8) 小川富之「離婚後の親子の交流」親権・監護・親責任 梶村太市・長谷川京子編「子どもを中心した社会交流」(日本加除出版、二〇一五年)一一〇頁。

注27 参照。

小澤真嗣「家庭裁判所調査官による『子の福祉』に関する調査」家月一卷一一号五五、棚瀬一代「アメリカにおける離婚後の子の監護について」ケース研究二三六号三九頁、四〇頁。

(一) 細矢都ほか「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方」家月六四巻7号一頁。  
(2) ディター・シュヴァーブ、海老原明夫訳「ドイツ法における両親の引居・離婚に際しての子をめぐる闘争」日独法学一巻二号二二頁以下。  
(3) 水谷英夫「感情労働とはなにか」(信山社)、二〇一三年一月三日以下。  
(4) 前注(一) 細矢ほか三七四頁。  
(5) 青木聰「面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について」大日本大学カウンセリング研究所紀要三四四号五五ないし一七頁。

ない。(5) べきである。

違ひながら、一年一〇か月の間、二八長距離移動をともなう午前一〇時から五時までの面会交流を実施した。それで父は未履行分の損害賠償訴訟を地裁に提起し、判決に基づき未履行分一回目に一回分一〇〇〇円の賠償をさせた。離婚訴訟で離婚の附帯処分として認容されたものは、夫の養育費の支払いは、数年もストップされ累積し、給与差押えを母が控える代わりに母代理人はかなり神経を消耗する。以上のように母代理人はかなり神経を消耗する。  
(2) 非監護親父代理人としての対応  
筆者は、甲類型の父の代理人として、被験した高島藤の面会交流調停・審判を経験がある。父のDVや暴言による攻撃などは全くない事案であり、今もつて母の代理人として、実家でうつ病の治療をしており、その中から、幼稚一人の養育費として毎月五万円を欠かさず送金している。父は別居で共感ができる事案であった。父は別居で共感できる事案であった。母本人はほとんど調停に出廷しておらず、出頭しても、父代理人にすら顔を見なかった。しかし、父および同居の家族間の面会交流を命じ間接強制可能な特權があった。審判の主文は年四回一回当たり

第六

審判により交流手続（車）いこない事案だことれば

(10) 果報告(その1) 調研紀要(五号一頁)  
 「ガーレット・シャタインセミナー結果  
 以下、ジョセフ・ガーレット・シャタインほか、島津一郎監修・解説、中沢たえ子著  
 訳「人の福祉を超えて」(岩崎学術出版  
 社、一九九〇年)。

(11) 榎春彦ほか「面接交渉の具体的形  
 成と執行」野田愛子ほか編「新家庭法  
 実務体系2」(新日本法規、二〇〇〇年  
 年)三三三頁以下が述べる総合判断要  
 素が比較基準を総括している。

(12) ジュデス・ウォラースタインほか、  
 早野依子訳「それでも僕らは生きてい  
 く」(PHP研究所、二〇〇一年)二八  
 ページ。

(13) 野田愛子「親の離婚の子どもに及  
 ぼす長期的影響」ケース研究二五六是  
 二頁、前注(8)小川九九頁以下。

(14) ウォラースタインほか、前注(12)  
 早野訳の原著は二〇〇〇年。

(15) コンスタンス・アーロンズ、寺西  
 のぶ子監訳「離婚は家族を壊すか」(バ  
 ベル・プレス、二〇〇六年)一〇頁以  
 下。

(16) 前注(1)細矢ほか二九頁。

(17) 田中由子「子どもをめぐる紛争と  
 弁護士の役割」安倍嘉人ほか編「子ど  
 ものための法律と実務」(日本加除出  
 版、二〇〇一年)一一三頁以下。

(18) 片山登志子・村岡泰行編「代理人  
 のための面会交流の実務」(民事法研究  
 会二〇一五年)二六頁。

(19) 前注(18)片山・村岡編二六頁、  
 二七頁。

(20) 岡林辰雄「われも黄金の釘一つ打  
 こ」(大月書店、一九八〇年)二四六頁  
 以下。

(21) 座談会「面会交流は原則的に実施  
 できるのか」前注(8)梶村・長谷川  
 以下。

審判に従わない母との強制執行のトラブルによる父のうつ病悪化を恐れ、未だに面会交流は実現しない。面会交流の調停、審判手続の過程で、父の家族は、父の自殺準備（車中の練成）を目撃しており、気が気でない。原則的実施方針の執行に実効性がないことを実感した。調停申立前の別件同様に、事案では、現実に自殺した父の遺書を読んだこともある。高島藤事案が民事執行にいたられば、葛藤を激化させる。父代理人も悩むつつ対応する。

(22) ヘネシー・蓮子「子を愛せない母、母を許すする子」(学習研究社、二〇〇四年)一〇一頁以下。なお、友田明美『新版「いやされない傷』(診断と治療社、二〇〇六年)一六〇頁にも短い解説あり。

(23) 前注(21)座談会三五九頁における小川富之教授の発言参照。

(24) ジョアン・S・マイヤー、高橋睦子訳・監修「片親引き離し症候群P.A.S」と片親引き離しP.A.前注(8)梶村・長谷川編三五頁以下。

(25) 解説として、渡辺義弘「面会交流至上主義への懸念」戸籍時報七二四号一三頁。

(26) 論評を含む問題提起として、長谷川京子「子どもの利益の視点から裁判所の面会交流実施政策を考える」法苑六二号一九頁。

(27) 公益社団法人家庭問題情報センター「家庭問題よろず相談室」第二五一話「両親離婚後の面会交流はどう違うのか」戸籍時報七二七号七九頁以下(武政司郎)。

(28) 梶村太市「家族法学と家庭裁判所」(日本加除出版、二〇〇八年)二〇五頁。ウォースタースターの「二五年目の調査結果が、それまでとは逆転した以上、島津一郎教授の「コールドスティンの意見とスタイルマンの主張との間には、どれほどの差があるのだろうか」との論評(『転換期の家族法』(日本評論社、一九九一年)二八九頁)が想起される。

期間中、月「二回程度」の面会交流を父と合意した監護親の母が、その合意内容を変更する再調停申立をした後、母代理人弁護士が面会交流の日時場所を協議する方法を更変したり、協議もしなくなったことは、再調停期日指定まで面会交流しない目的の意図的逕行行為であり、母と同弁護士が共同不法行為者として、「慰謝料」二〇万円を父へ支払うことを命じた判決である。再調停申立の必要性や母の面会交流負担役務の実態などにつき、審理を深めた形跡は窺われない。これらの裁判は、面会交流こそ至上であるとの見地に立っている。

科学的根拠に乏しくとも、あたかもそれが官許心理学であるかのようなオーラが放たれる。それはまさに霧雨空氣である。司法行政のムードに嗅覚の鋭い人々もいる。競争出者の意圖を超え、ドグマが一人歩きする。その波は、公益社団法人家庭問題情報センター（F.P.I.C）にもひたひたと押しかけている。F.P.I.Cの法律雑誌への最近の発信<sup>(2)</sup>にも顕著である。その内容は、例えば、「DVケースの父親でも矯正不可能な父親はそんなにいない」「子どもが父親を変えていく」との見解、「子どもが『母親に遠隔操作されているので』私物化する母親を変えていくという見解」（前記①の審判例「の基盤は徐々に形成されてきた」）ので、「面会交流の合意が成立しなければ面会は原則禁止」であるが、このように「